

公園遊具定期点検業務仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用

- (1) 公園遊具定期点検業務仕様書(以下「仕様書」という)は、公園遊具定期点検業務(以下「業務」という)に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年3月15日とする。
- (4) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a) (b)の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 本仕様書

1.2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する施設管理担当者をいい、遊具等の管理業務に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士または点検管理士でなければならない。ただし、「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。
- (5) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (6) 「施設管理者の承諾」とは、受注者等が監督員に対して書面で申し出た事項について、施設管理者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理者の指示」とは、施設管理者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理者と協議」とは、協議事項について、施設管理者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

- (10)「作業」とは、本仕様書で定める遊具等の定期点検業務をいう。
- (11)「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く)

1.3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施に当たり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、特記仕様書に記載がある場合にかぎり受注者側の負担とする。
- (2) 点検業に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

1.4 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、特記仕様書に別途記載がある場合を除き(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成する。
- (2) 「定期点検総括表」「定期点検表」は、(一社)日本公園施設業協会が公表する最新版を使用すること。
- (3) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざんできないようにすること。

1.5 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

2.1 業務計画書

- (1) 管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理者の承諾を受けること。

ただし、軽微な業務の場合において施設管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(*安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)

(*点検の作業中に利用を中止したほうが良いと判断された遊具等の取扱い、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2.2 作業計画書

- (1) 管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理者の承諾を受ける。

2.3 貸与資料

- (1) 業務遂行に必要な資料(点検対象遊具の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、業務完了後は返還するものとする。

2.4 業務の記録

- (1) 施設管理者と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第3節 業務現場管理

3.1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3.2 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を定め施設管理者に届けでること。また管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び施設管理者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

3.3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、施設管理者と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4節 業務の実施

4.1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」または「安全管理士」であること。

4.2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象遊具等は別紙一覧のとおりとする。
- (2) 遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施しその結果について報告すること。
(※定期点検業務には原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まれない。)
(※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)
(※遊具等の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)

4.3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。

- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は（一社）日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式または ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。

4.4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数と期間は別紙一覧による。

4.5 安全対策

- (1) 定期点検においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの内容に十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に施設管理者と打ち合わせた手順に従うこと。

4.6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装に手作業を実施し、「点検技士」、「点検管理士」、「整備技士」、「安全管理士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

4.7 点検業務の報告

- (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、施設管理者へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5節 業務の検査

5.1 業務の検査

- (1) 受注者は、契約書に基づき下記の書類を提出し、発注者の指定したものが行う業務の検査を受けるものとする
 - (a) 契約書
 - (b) 仕様書
 - (c) 業務計画書
(「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の認定書の写しを添付する。)
 - (d) 作業計画書
 - (e) 業務の記録
 - (f) 支給品借用・返納書
 - (g) 業務完了届
 - (h) 定期点検業務報告書
- (一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳)

第6節 保証等

6.1 保証等

(1) この業務は、請負業務賠償責任保険保証付きとする。また、受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに施設管理担当者に提出しなければならない。

保険限度額

- ・ 人身事故1事故につき、最高限度額5億円
- ・ 人身事故1名につき、最高限度額3億円
- ・ 財物事故1事故につき、最高限度額5千万円

なお、保険対象期間は業務完了後1年間とする

令和

5

年度

遊具定期点検業務委託設計書

奈良市

課長		課長補佐		課長補佐		係長		設計		検算	
起工 竣工	期間								摘 要		
委託 番号											
河川名 路線名 等											
施工 箇所	奈良市 東登美ヶ丘五丁目 地内他										
委託 名	公園遊具定期点検業務委託（その2）										
委託 料	金 円也 ()										
委託 概要	遊具点検 一式										

内 訳 書

遊 具 定 期 点 検 業 務 委 託

名称	適用	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
点検業務	単体遊具 (A) -1	基	329			
	単体遊具 (B) -1	基	249			
	単体遊具 (C) -1	基	47			
	単体遊具 (D) -1	m	30			
	複合遊具 (小)	基	19			
	点検費計					
	事前打合せ 調査報告	式	1			事前・中間・調査報告の計3回
業務原価計						千円止め
一般管理費	業務原価計×25%以内					
合計						千円止め
消費税						
合計						

奈 良 市

単体遊具 (A) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表①

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (B) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表②

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (C) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表③

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (D) - 1

ローラー滑り台 30m 当たり

規準点検・劣化点検

単価表④

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1m 当たり						

奈良市

複合遊具（小）100㎡未満

遊具5基当たり

規準点検・劣化点検

単価表⑤

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1基当たり						

奈良市

打ち合わせ

規準点検・劣化点検

単価表⑥

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				事前・中間・調査報告
公園施設製品整備技士		人				事前・中間・調査報告
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
計						

奈良市

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
181	東登美ヶ丘3号街区公園	東登美ヶ丘五丁目2020番地の196	3	2	1		
182	東登美ヶ丘4号街区公園		2	1			
183	東登美ヶ丘5号街区公園	東登美ヶ丘四丁目2020番地の309	2	2			
184	東登美ヶ丘1号緑地	東登美ヶ丘六丁目2020番地の153					
185	東登美ヶ丘2号緑地	東登美ヶ丘六丁目2020番地の154					
186	東登美ヶ丘3号緑地	東登美ヶ丘五丁目2020番地の269					
187	秋篠梅ヶ丘街区公園	秋篠町969-63	2	2			
188	富雄川西一丁目東街区公園	富雄川西一丁目24番の2	1	2			
189	肘塚街区公園	肘塚町2-1	8	1			
191	六条西二丁目街区公園	六条西二丁目5267番地の1	1	3			
192	北永井町街区公園	北永井町344-34	3	2	1		
193	百楽園街区公園	百楽園一丁目2909-88	2	3			
194	学園中第1号街区公園	学園中三丁目1215-55	1	2			
195	学園中第2号街区公園	学園中三丁目1542-320	1	2			
196	学園中第3号街区公園	学園中二丁目1322-14	2	1			
197	学園中第1号緑地	学園中三丁目1542-22					
198	学園中第2号緑地	学園中三丁目1542-324					
199	中町東阪街区公園	中町5138-15	2	1			
200	西大寺芝町街区公園	西大寺芝町一丁目2105-14	2	2			
201	敷島町第1号街区公園	敷島町一丁目539-16	2	1			
202	敷島町第2号街区公園	敷島町一丁目548-2	2	2			
203	敷島町緑地	敷島町一丁目544-30					
204	菅原町億池街区公園	菅原町759-3	3	3			
205	神殿町第2号街区公園	神殿町196-42	5	2	1		
206	左京一丁目街区公園	左京一丁目16番地		1			1
207	朱雀四丁目街区公園	朱雀四丁目9番地	2	2			
208	宝来一丁目街区公園	宝来一丁目60-5	4	2			
209	富雄川西一丁目西街区公園	富雄川西一丁目81番地の53	2	2			
210	秋篠早月町街区公園	秋篠早月町194-7	1	1	1		
211	東登美ヶ丘一丁目東街区公園	東登美ヶ丘一丁目2239-112	3	1	1		
212	東登美ヶ丘一丁目西街区公園	東登美ヶ丘一丁目2269-209		1			
213	三条町東街区公園	三条町603-3	2	2			
215	六条西一丁目街区公園	六条西一丁目1201-108	2	2			
216	西登美ヶ丘一丁目第2号街区公園	西登美ヶ丘一丁目3927番地の70	3	2			
217	六条緑町三丁目街区公園	六条緑町三丁目1206-42	3	2			
218	松陽台三丁目街区公園	松陽台三丁目1825番地の99	2	1	2		
219	松陽台二丁目第1号街区公園	松陽台二丁目1837番地の65	3	1	1		
220	松陽台二丁目第2号街区公園	松陽台二丁目1833番地の44	2	2	1		
	小計	公園数 38	73	56	9		1

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
241	帝塚山中町緑地	帝塚山中町1000番地の595					
242	菅原町西街区公園	菅原町654番地	4		2		1
243	菅原町西街区公園	押熊町1607番地の13	2	2			
244	あやめ池南五丁目街区公園	あやめ池南五丁目428番地の17	1	2			
245	佐保台第1号街区公園	佐保台二丁目840番地の144	2	1	1		
246	佐保台第2号街区公園	佐保台二丁目1657番地の134	1	2			
247	佐保台第3号街区公園	佐保台二丁目840番地の58	3	2	1		
248	佐保台第4号街区公園	佐保台三丁目902番地の342	2	2	1		
249	佐保台第5号街区公園	佐保台三丁目902番地の9	1	3			
250	佐保台第1号緑地	佐保台一丁目1657番地の5					
251	佐保台第2号緑地	佐保台一丁目840番地の2					
252	佐保台第3号緑地	佐保台一丁目902番地の6					
253	佐保台第4号緑地	佐保台一丁目902番地の8					
254	佐保台第5号緑地	佐保台三丁目902番地の140					
257	丸山第1号街区公園	丸山一丁目1079番地の241	2	1	1		
258	丸山第2号街区公園	丸山一丁目1079番地の242	2	2	1		
259	丸山第3号街区公園	丸山二丁目906番地の1	3	1	2		
260	丸山第4号街区公園	丸山二丁目1220番地の171	1	1	1		
261	丸山第1号緑地	丸山一丁目1079番地の239					
262	丸山第2号緑地						
263	丸山第3号緑地	丸山一丁目4584番地の11					
264	丸山第4号緑地	丸山二丁目1220番地の3					
265	丸山第5号緑地	丸山二丁目1220番地の174					
266	丸山第6号緑地	丸山二丁目1220番地の177					
267	菅原町東街区公園	菅原町232番地の22	3	3			
268	中山町西四丁目第2号街区公園	中山町西四丁目558番地の42	1	2			
269	朝日町二丁目第2号緑地	朝日町二丁目1番地の6	2	2			
270	北之庄町街区公園	北之庄町390番地の1	3	1			
271	平城第4号近隣公園	神功三丁目6番地	4	1	1		
272	左京三丁目街区公園	左京三丁目9番地	6	1			
273	左京四丁目街区公園	左京四丁目9番地	2	2			
274	学園大和町六丁目第1号街区公園	学園大和町六丁目701番6	2	1	1		
275	学園大和町六丁目第2号街区公園	学園大和町六丁目697番4		1			
276	学園南三丁目街区公園	学園南三丁目914番地の8	1	1			
277	今市緑地	今市町574番地					
278	南京終町四丁目第3号街区公園	南京終町四丁目201番地の11	2	2			
279	西登美ヶ丘二丁目第2号街区公園	西登美ヶ丘二丁目1950番地の493	2	3			
280	山陵町街区公園	山陵町1066番地の81	2	2			
小 計 公園数 38			54	41	12		1

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具	単体遊具	単体遊具	単体遊具	複合遊具
			【A】	【B】	【C】	【D】(ローラ滑り台)	
			個数	個数	個数	個数	個数
281	山陵町第1号緑地	山陵町1066番地の79					
282	松陽台四丁目街区公園	松陽台四丁目1800番地の35	3	3			
283	歌姫近隣公園	朱雀四丁目4番地	1	2			
284	北登美ヶ丘1号街区公園	北登美ヶ丘一丁目1400番地の496	2	1			
285	北登美ヶ丘2号街区公園	北登美ヶ丘五丁目1400番地の788	2	1	1		
286	北登美ヶ丘3号街区公園	北登美ヶ丘四丁目1400番地の233	1	1			1
287	北登美ヶ丘4号街区公園	北登美ヶ丘六丁目1400番地の243	2		1		1
288	北登美ヶ丘1号緑地	北登美ヶ丘一丁目1400番地の497					
291	北登美ヶ丘4号緑地	北登美ヶ丘二丁目1400番地の686					
292	北登美ヶ丘5号緑地	北登美ヶ丘六丁目1400番地の242					
293	中山町西三丁目第3号街区公園	中山町西三丁目210番地の54	2	1			
294	南京終一丁目街区公園	南京終町一丁目90番地の4	2				
295	西登美ヶ丘二丁目第3号街区公園	西登美ヶ丘二丁目1950番地の494	1	1			
296	宝来町街区公園	宝来町1270番地の24	3	2			
297	疋田町第1号街区公園	疋田町391番地の29					
298	疋田町五丁目第2号街区公園	疋田町五丁目250番地の38	2	2			
299	疋田町五丁目第3号街区公園	疋田町五丁目250番地の42	3	2			
300	鳥見第8号街区公園	鳥見町一丁目4番地の10	3	2			
301	六条西二丁目第2号街区公園	六条西二丁目1537番地の461	5	4			
302	鶴舞西町街区公園		3	2			
303	疋田町五丁目第1号緑地	疋田町五丁目250番地の71					
304	宝来町第1号緑地	宝来町1310番地の28					
305	宝来町第2号緑地	宝来町1310番地の41					
306	山陵町第2号緑地	山陵町1236番地の8					
308	学園朝日元町一丁目街区公園	学園朝日元町一丁目505番地の41	2	2			
309	神功一丁目緑地	神功一丁目5番地	3	3	1		
310	朱雀一丁目緑地	朱雀一丁目6番地					
311	帝塚山南五丁目1号街区公園	帝塚山南五丁目1000番地の397	2	2			
312	帝塚山南五丁目2号街区公園	帝塚山南五丁目1000番地の461	3	3			
313	六条西六丁目1号街区公園	六条西六丁目1226番地の17	2	3			
314	六条西六丁目2号街区公園	六条西六丁目237番地の109	2	3			
315	六条西六丁目3号街区公園	六条西六丁目236番地の106	2	2			
316	六条西六丁目緑地	六条西六丁目237番地の3					
317	佐保台西町街区公園	佐保台西町118番地	3	1	1		
318	佐保台西町緑地	佐保台西町51番地	1		1		1
319	富雄川西一丁目南街区公園	富雄川西一丁目46番地の4	1	2			
320	学園中第4号街区公園	学園中四丁目518-12	3	1	2		
小 計 公園数 37			59	46	7		3

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
321	学園中第5号街区公園	学園中三丁目1344番地の43	1	2			
322	学園中第6号街区公園	学園中三丁目1344番地の44	2	1			
323	青山二丁目街区公園	青山二丁目2番地の2					1
324	左京五丁目緑地	左京五丁目1番地					
325	三碓六丁目街区公園	三碓町六丁目1053番地の9	1	1			
326	左京二丁目街区公園	左京二丁目2番地の225	7	2			
327	疋田町第2号街区公園	疋田町583番地の6	2	1	1		
328	宝来町第2号街区公園	宝来町1261番地の20	1	1			
329	秋篠川緑地	二条町三丁目1-17					
330	奈良阪街区公園	奈良阪町1743番地の2	3	2			
331	西千代ヶ丘一丁目第1号街区公園	西千代ヶ丘一丁目905番地の391	2	1	1		
332	西千代ヶ丘一丁目第3号街区公園	西千代ヶ丘一丁目2087番地の395	3	1	2		
333	七条町第1号街区公園	七条町84番地の3	2	1			
334	あやめ池南八丁目街区公園	あやめ池南八丁目883-1	2	3			
335	百楽園四丁目街区公園	百楽園四丁目2857番地の20	3	3			
336	吉城川街区公園	川久保町10番地の4	3	2			
337	七条西町一丁目第1号街区公園	七条西町一丁目1139番地の6	2	1			
338	横井第1号街区公園	横井三丁目191番地の3	4	3	1		
339	西千代ヶ丘三丁目街区公園	西千代ヶ丘三丁目2087番地の443	2	1	2		
340	あやめ池南七丁目街区公園	あやめ池南七丁目530番地の4		1			
342	五条西一丁目第2号街区公園		3	2			
343	五条西一丁目第3号街区公園	五条西一丁目1202番地の392	2	3			
344	三松二丁目第2号街区公園	三松二丁目299番地の4	2				1
345	青山五丁目街区公園	青山五丁目2番地の48					1
346	三松一丁目第2号街区公園	三松一丁目203番地の42	1				
347	宝来四丁目街区公園	宝来四丁目690番地の3	2	3			
348	あやめ池南八丁目第2号街区公園	あやめ池南八丁目900番地の139					1
349	中辻町街区公園	中辻町1番地の9	2	1			
350	西大寺新池街区公園	西大寺新池町1686番地の50	1	2			
351	西木辻町街区公園	西木辻町94番地の4		2			
352	三松二丁目第3号街区公園	三松二丁目271番地の2					1
353	中町街区公園	中町5142番地の9	1	2			
354	富雄川西一丁目1号街区公園	富雄川西一丁目62番地の30	2	2			
355	富雄川西一丁目2号街区公園	富雄川西一丁目2068番地の72	2	2			
356	神殿町第4号街区公園	神殿町329番地の4	2	2			
357	学園大和町六丁目第3号街区公園	学園大和町六丁目708番地の26	4	2			
358	旭水公園	下三条町39番地の1					
359	横井第2号街区公園	横井一丁目648番地の3	2	2			1
360	横井第3号街区公園	横井一丁目661番10	2	2			
小 計 公園数 39			68	54	7		6

